

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月10日 07時00分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港 八代港北防砂堤灯台から真方位008° 100m付近 (概位 北緯32° 32.8′ 東経130° 33.0′)
事故の概要	油タンカー ^{やまと} 倭丸は、北東進中、浅所に乗揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 倭丸、747トン
船舶番号、船舶所有者等	140534、有限会社芝海運
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、八代港大島地区に所在する石油配分基地に向かう目的で、同港内の掘下げ済水路を、同港内北部に北西～南東方向に築造された防砂堤に挟まれた水路（以下「本件水路」という。）に向けて北東進した。</p> <p>本船は、船長が、掘下げ済水路を入航中、同水路の中央付近にいた小型船を避けたので、同水路の右側端寄りを航行した。</p> <p>船長は、本件水路に進入する際、掘下げ済水路の右側端寄りを航行しているものの、右転することが可能と思い右舵を取った。</p> <p>本船は、右転を開始したところ、北東方に流れる潮流の影響を受け、本件水路入口の北側に設置された北防砂堤灯台に接近したので、入航体勢を立て直そうと左舵を取ったものの、同潮流に圧流されて北防砂堤灯台北方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、上げ潮に伴い自力で離礁し、石油配分基地に着岸した。</p> <p>九州沿岸水路誌（平成28年刊行）によれば、八代港においては、上げ潮流は湾内に向かって流れ、最強流速は1ノット程度である。</p>
分析	<p>本船は、八代港内の掘下げ済水路から本件水路に向けて右転する際、上げ潮流に圧流されたことから、北防砂堤灯台に接近する態勢となり、左舵を取って入航体勢を立て直そうとしたものの、同灯台北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、掘下げ済水路の右側端寄りを航行していたこと、及び潮流の影響を考慮していなかったことから、掘下げ済水路から本件水路に</p>

	向けて転舵する時機又は舵角が適切でなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、八代港内を北東進中、掘下げ済水路から本件水路に向けて右転する際、上げ潮流に圧流されたため、北防砂堤灯台に接近する態勢となり、左舵を取って入港体勢を立て直そうとしたものの、同灯台北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 自船の運動性能及び風潮流を考慮し、適切な操船を行うこと。